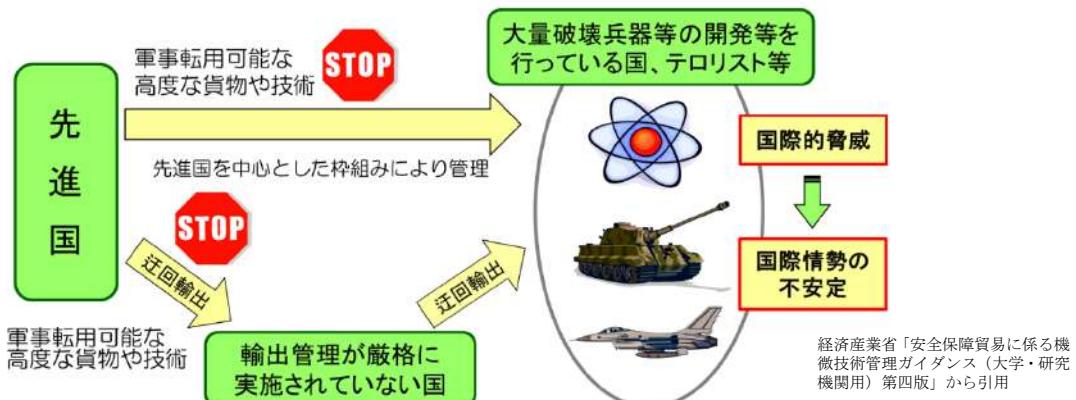


# 鶴見大学・鶴見大学短期大学部 安全保障輸出管理に関する「誓約書」提出のお願い

- 安全保障輸出管理とは、武器そのもののほか、高性能な工作機械や生物兵器の原料となる細菌など、軍事的に転用されるおそれのある物品（機械装置、資料等）・技術が、大量破壊兵器等の開発者やテロリスト集団など懸念活動を行うおそれのある者に渡らないように、国際的な平和及び安全を維持するため管理することです。
- 我が国では、外国為替及び外国貿易法（外為法）において軍事転用可能な機微技術の提供について管理しています。
- 本学においても、自由な研究環境基盤の確保のため、安全保障輸出管理に関する体制を整備しました。



- 入学・採用時には、ご自身が 経済産業省の定める「特定類型」に該当するか否か について 誓約書にて確認し、記入していただくこととします。

なお、外国人留学生又は外国人教職員の皆さまには、入学・採用時、卒業（修了、中退を含む。）・退職時に、外為法、これに基づく関係法令及び本学の関係規程を遵守することなども誓約いいただくこととします。

## ◎誓約書について

誓約者	時期	提出する誓約書	提出先
学生・教職員	入学・採用後	特定類型該当性に関する誓約書 *大学・短大別、日本語・英語別	人事課（教職員）
外国人留学生 外国人教職員	入学・採用後	特定類型該当性に関する誓約書 *大学・短大別、日本語・英語別 誓約書（入学、採用後） *大学・短大別	教育研究支援課（学生） 病院事務課（研修医）
	卒業（修了、中退を含む。）・退職時	誓約書（卒業（修了、中退を含む。）、退職時） *大学・短大別	

- 誓約書の提出期限は、誓約書の日付から一週間以内です。
- 誓約書は、できるだけ原本をご提出ください。原本のご提出が難しいときは、原本の PDF ファイルを提出先にメールでご送付ください。
- 誓約の内容に変更が生じた場合（新たに本学との雇用関係が開始されるとき、本学を退職後に再雇用となるとき等）は、改めて誓約書をご提出ください。

《経済産業省ホームページ》

安全保障貿易管理の概要 <https://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

安全保障貿易に係る機微技術管理ガイドライン（大学・研究機関用） <https://www.meti.go.jp/policy/anpo/daigaku.html>

本件お問い合わせ●鶴見大学 教育研究支援課 安全保障輸出管理担当

## 学生・教職員の皆さん

本学に在籍の間、次に該当するときは、  
まず「セルフチェック票」をご提出ください。

提出期限：5週間まで

- ✓ 海外出張
- ✓ 海外に研究資材等を輸出
- ✓ 会議・学会・研究打合せ（外国人や特定類型該当者\*が参加）
- ✓ 留学生・研究者・一時訪問者等の受入れ
- ✓ 国際契約（共同研究等）

状況（事前審査）により  
経産省の許可が必要な場合があります！

\*特定類型とは・・・居住者への技術の提供であっても、当該居住者が非居住者へ技術を提供する取引と事実上同一と考えられるほどに当該非居住者から強い影響を受けている状態です。

④外国大学と兼任（クロスマポイントメントを含む。）をしている本邦大学の教職員、外国企業（外資系企業を除く。）に勤務している社会人学生、外国政府から留学資金の提供を受けている学生など

### 《経済産業省》

- ▽大学・研究機関における安全保障貿易管理に関するヒヤリハット事例集（令和5年9月更新）  
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/daigaku/jireishu.pdf>
- ▽大学・研究機関における安全保障貿易管理に関する事例集【医歯薬系大学編】（令和7年5月）  
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/daigaku/ishiyaku.pdf>

### セルフチェック票が不要の主なケース

- 物品を輸入するとき
- 私的の海外観光
- 自身が物品・技術の提供を受けるとき